

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

年金事務所からの通知によると、平成15年4月に株式会社Aから賞与の支払があった可能性があるとのことであるが、間違いなく決算賞与が支払われ受け取っている。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは、平成15年4月30日に支給した賞与から、厚生年金保険料を控除したと回答しているところ、B銀行から提出された申立人に係る取引明細表によると、同年4月30日に株式会社Aから8万4,778円が入金された記録が確認でき、この金額は10万円から社会保険料及び所得税を控除した金額と一致することから、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

平成15年4月に決算賞与として株式会社Aから支払われた賞与について、厚生年金保険の記録に反映されていないとの通知を年金事務所からもらった。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の口座明細表の入金記録及びB健康保険組合における申立人に係る標準賞与額の記録から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 22 日

私は、平成 16 年 10 月から 24 年 7 月まで、A株式会社で厚生年金保険に加入していたが、ねんきん定期便と給与明細書を比べたところ、19 年 6 月 22 日に支給された賞与が年金記録から漏れていたため、当該賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立人に係る標準賞与額の記録について、A株式会社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、150 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A株式会社の商業登記簿により、申立人は平成 16 年 6 月 22 日に代表取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「私は、賞与額の決定についての決裁は行っていたが、実際に届出を行うのはB部署であり、届出を行ったか否かの確

認は行っていないかった。」と述べている上、A株式会社B部署も同趣旨の回答をしていることから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、当該保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和57年4月1日であると認められることから、被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月31日から同年4月1日まで

私が昭和55年3月1日から57年3月31日まで勤務していたA株式会社は、資金繰り悪化のため、同年4月1日から経営者が代わりB社（現在は、C株式会社）となったが、事業所の所在地及び業務内容は変わらず、私を含め、当時の従業員全員が継続して勤務していた。

B社に変わるまでは、A株式会社から給与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A株式会社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録により、A株式会社は昭和57年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している複数の同僚が、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を、同年4月5日又は同年4月6日付けで同年1月31日に遡って訂正されていることから、申立人についても同年4月頃に資格の喪失処理が遡って行われたものと判断される。

さらに、同僚は、「社会保険事務所（当時）から、A株式会社には厚生年金保険料の滞納があるので、昭和57年1月31日まで遡って全喪届を提

出するようにと指導された。」と証言している。

加えて、A株式会社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和57年1月31日にA株式会社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した30人のうち申立人を含む25人は、同年4月1日にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、そのうち10人について雇用保険の記録を確認したところ、いずれも申立人と同様に雇用保険の被保険者期間は申立期間も切れることなく継続されている上、複数の同僚が申立期間もA株式会社で継続して勤務していたと証言しており、そのうちの1人から提出された申立期間に係る給与明細書により、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人も当該同僚と同様に厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

その上、商業登記簿謄本によると、A株式会社は、昭和59年12月2日に解散する旨の登記（昭和60年1月に継続登記、平成14年12月に解散登記）が行われているものの、申立期間においては、法人格を有した事業所として存在し、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所が同社を57年1月31日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和57年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA株式会社における資格喪失日は、B社において資格を取得した同年4月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和56年12月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から57年3月まで

私は、親に勧められたため国民年金に加入することとし、昭和55年5月頃、母親が私の国民年金の加入手続を行った。

また、私は、毎月給料日に母親に当月分の国民年金保険料を渡し、納付してもらっていた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年5月頃、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、57年5月1日に申立人の国民年金の加入の届出があった旨の記載が確認できることから、この頃、申立人の国民年金の加入手続が行われ、55年4月に遡及して国民年金被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた当時、申立期間の国民年金保険料は過年度納付の対象となるところ、申立人は、毎月給料日に当月分の保険料を母親に渡して納付してもらっており、過年度の保険料を納付してもらった記憶は無いと述べていることから、申立期間の保険料を過年度納付した状況がうかがえない上、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA町の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の保険料は未納とされている。

さらに、申立人の母親からは、高齢のため事情を聴取することができないことから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、申立人

に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 60 年 6 月まで

昭和 55 年 12 月中旬頃、母親が、自宅を訪れた集金人（中年女性 2 名）に、申立期間の国民年金保険料を年払い、あるいはまとめて現金で納付した記憶がある。また、その現金は、私が郵便局あるいは母親の銀行の口座から引き出して、母親に渡した記憶がある。

申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 12 月中旬頃、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、A 市の申立人に係る住民情報システムの国民年金資格得喪記録（電子データ）によれば、新規資格取得日が 48 年 9 月 1 日と記載されており、その処理日が平成元年 6 月 30 日であることが確認できることから、同年 6 月 30 日頃に国民年金の加入手続が行われ、昭和 48 年 9 月 1 日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。

このため、国民年金保険料を納付したとする昭和 55 年 12 月の時点では、申立期間は未加入期間として取り扱われ、申立人に対して納付書が発行されることはなく、保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、加入手続が行われたと考えられる平成元年 6 月時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和 55 年 12 月中旬頃に自宅に集金人が訪れたと述べているところ、A 市は、申立期間当時、「A 市国民年金協力員取扱要綱」（昭和 40 年 4 月 1 日施行）に基づき、国民年金協力員を委嘱し、国民年金保険料の臨戸収納を行っていた旨回答している。しかしながら、A 市は、

当該協力員は、既に国民年金に加入し、被保険者がいる世帯のうち、現年度の保険料が未納になっている世帯を戸別訪問し、保険料収納を行っていたと回答しており、申立期間当時、申立人の同居家族の中には国民年金被保険者は見当たらないことから、同協力員が申立期間の保険料を集金するために申立人宅を訪問したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 43 年 4 月までの期間及び 54 年 4 月から 55 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月から 43 年 4 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 55 年 4 月まで

私は、申立期間①当時、A小学校の近くにあった集会所で、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った。長男を背負って納付を行った記憶と、この期間、B市C地区に住んでいた時期があり、D病院付近の店で保険料を納付した記憶もある。

また、申立期間②当時、国民年金保険料は町内会の人が毎月集金に来た。

国民年金保険料を納付したことは間違いないので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 39 年 10 月頃、A小学校近くにあった集会所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付も同所で行ったと述べているが、B市は、同小学校近くにE出張所を設置しており、国民年金業務として現年度保険料の収納は行っていたものの、被保険者資格の取得及び喪失、国民年金保険料の免除、並びに国民年金手帳の交付の手続は行っていなかった旨回答している。

また、申立人の夫は、昭和 33 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、43 年 5 月 1 日に同資格を喪失していることから、申立期間①当時、申立人は、国民年金の任意加入の対象であったと考えられるところ、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、同年 5 月 1 日に強制被保険者として新規に資格を取得し、同年 5 月 2 日に同名簿が

作成され国民年金手帳が発行された旨の記載が確認できることから、この頃、申立人の加入手続が行われたものと推認され、強制加入の対象となる同年5月1日に国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられ、申立期間①当時、国民年金に任意加入したことを示す記載は見当たらない。

さらに、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間①は国民年金の未加入期間とされており、申立人が所持する国民年金手帳でも昭和43年5月1日に強制被保険者の資格を取得した旨の記載、並びに国民年金印紙検認記録の昭和42年度各月の欄及び43年度4月の欄に「不用」の押印が確認できる上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

申立期間②について、国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿によれば、申立期間②を含む昭和54年1月から55年4月までの国民年金保険料は未納とされており、申立人が自身の分と合わせて保険料を納付していたとする申立人の夫に係る同名簿でも、同期間は未納とされている。

また、申立人は、申立人が納付したとする国民年金保険料の金額について、毎月一人当たり5,000円から6,000円であったと述べているが、この当時の保険料額は、昭和54年度が3,300円、55年度が3,770円であり、申立人が納付したと記憶している保険料額と相違している。

このほか、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1744 (事案 977 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 59 年 6 月まで

昭和 57 年 2 月に A 社を退職した際、職場の厚生課から年金の処理は怠ることのないよう指示され、早速、B 市役所 C 支所 (当時) で国民年金の加入手続を行ったはずだ。

今年、夫の年金受給申請の際に夫婦の納入記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料について、夫の分は納付済みとなっているのに自分の分が未納となっている。

夫婦二人分を一緒に納付してきたのに、自分だけが未納の記録となっていることにどうしても納得できないので再申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B 市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人に係る名簿の作成日は昭和 61 年 10 月 8 日であり、新規に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は時効のため制度上国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 国民年金保険料を納付したこと示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、結婚後は夫婦の確定申告を自分が行っており、社会保険料控除は国民年金保険料を含め夫婦二人分を記載していたと主張していることから、国税局に照会したところ、申立期間当時の確定申告書の保存期間は経過しているとしており、申立人が提出したとする確定申告書を確認することができない。

また、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月 3 日から 53 年 2 月 2 日まで
② 昭和 53 年 4 月 25 日から 54 年 8 月 20 日まで

私は、給料が良いと友人から話を聞き、申立期間①及び②にA氏（現在は、有限会社B）所有の船に乗った。

年間 10 回から 13 回程度の漁があり、1 回の水揚げで 30 万円から 40 万円支給されていたので、1 か月当たり 25 万円から 43 万円ぐらいの給料になる計算だが、船員保険の標準報酬月額が低いので申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Bは、申立期間①及び②に係る「船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「船員保険被保険者標準報酬改定通知書」及び「船員保険被保険者資格記録訂正（取消）通知書」を保管しており、当該通知書に記載されている申立人に係る標準報酬月額と、同社の船舶所有者別被保険者名簿及びオンライン記録における標準報酬月額は一致している。

また、申立期間①及び②当時の船舶所有者は既に亡くなっているところ、当該船舶所有者の共同創業者である有限会社Bの事業主は、「申立期間に係る給与台帳及び船員保険料を納付した際の領収証等は保存期限経過のため無いが、社会保険事務所（当時）への届出書に基づいた船員保険料を申立人の給与から控除し、納付したはずである。」旨回答している。

さらに、有限会社Bの船舶所有者別被保険者名簿によると、申立期間①及び②において、申立人と同年代で、同じ甲板員であった同僚の標準報酬月額は申立人とほぼ同額であることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 26 日から同年 9 月 23 日まで

申立期間について、株式会社Aにおいて正社員として勤務したが、厚生年金保険の加入期間となっていない。同社には、B市のハローワークで社会保険完備との募集要項を見て応募し採用されたと記憶しているので、よく調査して加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する前職に係る平成 7 年 4 月 14 日交付の雇用保険受給資格者証及び株式会社Aの退職証明書並びに申立人と一緒に勤務したとしている同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は、「申立人のことをはっきり覚えておらず、事業は譲渡したため関係書類も保管していないが、申立期間当時は、一般的に正社員でも 1 か月から 2 か月の試用期間があり、必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではない。」旨の回答をしている。

また、株式会社Aにおいて、申立期間に厚生年金保険の被保険者期間を有していた者のうち 20 人に照会したところ、同社における厚生年金保険加入の取扱いについて回答があった 5 人は「入社後、すぐに厚生年金保険に加入したわけではない。」旨証言していることから、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間前後を通じて健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 1 日から平成 7 年 8 月 1 日まで
A 株式会社に勤務した平成 2 年 12 月 1 日から 9 年 9 月 30 日までの期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
平成 4 年の営業日誌のとおり営業担当として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の回答から、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、元事業主は、A株式会社は既に清算済みで当時の関係資料は無いが、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していないとしている。

また、申立人から提出のあった平成 4 年の営業日誌には申立期間に係る厚生年金保険料控除に関する記載は無く、当該日誌からは申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

さらに、申立人が記憶する同僚でA株式会社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる 7 人のうち、死亡の 1 人を除く 6 人に照会を行ったところ、回答のあった 3 人はいずれも申立人の同社における厚生年金保険の加入期間は不明としている。

加えて、企業年金連合会は、申立人の B 厚生年金基金における資格取得年月日は平成 7 年 8 月 1 日としており、オンライン記録と一致している。

その上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和 47 年 11 月 1 日から平成 7 年 8 月 1 日までの期間、国民年金の被保険者とな

っており、このうち申立期間の 56 か月については、40 か月が国民年金保険料納付済期間となっており、当該保険料が還付された記録も見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。